

報 告

アイヌ政策のあり方と国民的理解



平成23年(2011年)9月15日

日 本 学 術 会 議

地域研究委員会

人類学分科会

この報告は、日本学術会議地域研究委員会人類学分科会の審議結果をとりまとめ公表するものである。

日本学術会議地域研究委員会人類学分科会委員会

委員長	山本 眞鳥	(第一部会員)	法政大学経済学部教授
副委員長	小長谷有紀	(連携会員)	国立民族学博物館教授研究戦略センター教授
幹事	窪田 幸子	(連携会員)	神戸大学大学院国際文化研究科教授
幹事	竹沢 泰子	(連携会員)	京都大学人文科学研究所教授
	斎藤 成也	(第二部会員)	国立遺伝学研究所集団遺伝研究部門教授
	内堀 基光	(連携会員)	放送大学教授
	加藤 泰建	(連携会員)	埼玉大学理事・副学長
	栗本 英世	(連携会員)	大阪大学大学院人間科学研究科教授
	小泉 潤二	(連携会員)	大阪大学理事・副学長・附属図書館長
	佐野 賢治	(連携会員)	神奈川大学日本常民研究所長・神奈川大学教授
	關 雄二	(連携会員)	国立民族学博物館研究戦略センター教授
	長野 泰彦	(連携会員)	国立民族学博物館教授
	馬場 悠男	(連携会員)	国立科学博物館名誉研究員
	原 ひろ子	(連携会員)	城西国際大学大学院国際人文学研究科客員教授 お茶の水女子大学名誉教授
	本多 俊和	(連携会員)	放送大学教授
	宮家 準	(連携会員)	慶應義塾大学文学部名誉教授
	山極 壽一	(連携会員)	京都大学大学院理学研究科教授

要 旨

1 作成の背景

アイヌの人々の抱えている問題について、我が国の対応はこれまで決して十分であったとはいえない。一般社会では日本は単一民族国家であるという考え方が戦後長らく保持され、ことさら国内の「異文化」に目を向けてこなかった。しかし、海外では1950年代半ば（昭和30年代）より、先住民族の権利主張がアメリカ合衆国などで始まり、先住民族の権利の問題がとりあげられるようになる。最初に取り組んだ国際機関はILOであるが、やがて国連でも1982年（昭和57年）には先住民族に関する作業部会を立ち上げて検討を行い、「先住民族の国際年」や、「世界の先住民族の国際の十年」を定めるなどし、2007年（平成19年）には「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を採択した。

こうした海外の動きに呼応して、日本でもアイヌの人々の権利回復運動が行われるようになったが、いわゆる「アイヌ文化振興法」（平成9年）では、もっぱらアイヌ語や芸能・工芸などの文化的な取り組みが北海道地域だけに限定して行われ、アイヌ民族が先住民族であるという明確な規定はなされなかった。さらに10年を経過して、もう一步踏み込んだ立法が求められるようになる。国連宣言の翌年、平成20年には国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致でなされた。これを受けて「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が発足し、平成21年に報告書が提出された。さらにこの報告書に基づき内閣官房にアイヌ総合政策室が設けられ、アイヌ政策推進会議（アイヌの人々を含めた組織）で政策の具体化に向けた検討が行われている。

政府はアイヌ民族が先住民族であるとの認識の下にこの問題への取組を始めているものの、一般の国民にあってはこの問題への関心が薄い。日本の近代化の過程において不利益を蒙ったアイヌの人々への対策や保障は本来全国民の理解のもとに進められる必要がある。一層の国民的理解に取り組むために、地域研究委員会人類学分科会では、平成23年3月6日に公開シンポジウム「今、アイヌであることと共に生きる政策をめざして」を実施した。このシンポジウムには3名のアイヌの人々が参加して9月号の「学術の動向」にも寄稿している。さらに人類学分科会としてもこの『報告』を提出することとなった。

2 現状及び問題点

アイヌのもつ形態的特徴や遺伝的特徴には、縄文時代まで遡るものがある一方、オホーツク文化の影響も受けていることがわかっている。北海道では農耕はほとんど行われず、狩猟、漁撈、採集を中心とした生活が営まれてきた。鎌倉時代には交易が始まっていたが、江戸期になると松前藩が交易を独占し、次第にアイヌの人々はその統制下で強制労働などに従事させられるようになる。明治に入り北海道の内国化が図られ大規模移住により北海道開拓が始まると、近代的な土地所有制度が持ち込まれ、入植者に取得され、アイヌの人々の狩猟、漁撈の場は次第に奪われていった。なれない農業への転換を勧められるが転換は難しく、やがて伝統的な狩猟・漁撈は禁ぜられ、アイヌの人々は貧窮していく。宗教儀礼は禁止され、学校では日本語で授業が行われ、文化的にも同化を強いられることとなった。

圧倒的多数の和人移住者の間で、被支配的立場に追い込まれ差別の対象となった。アイヌの人々は、土地を奪われ、固有の生活様式を否定されるという少数者としての不利益を蒙った。またアイヌの遺骨が研究目的で収集されたが、中には無断で持ち出されたものもある。現在、大学などに保管されているそれらの遺骨の適正な保管や返還を求める声がある。

平成 18 年現在、北海道のアイヌ民族は北海道庁の調査によれば約 2 万 4 千人である。第一次産業従事者が多く、生活保護率は道民全体平均の 1.5 倍を超え、高校進学率は道民全体より 5 ポイント近く低く、大学進学率は道民全体の半分以下である。7 年毎の調査で見ると、ある程度改善されてはいるものの、依然として道民全体より困窮している。アイヌであることによる差別経験を持つ人は約 17% であり、差別を受けた人を知っている人は約 20% に上る。アイヌの人々の中のかなりの数が、北海道における差別を逃れ、道外で暮らしを営むようになっている。これらの人々の統計データはほとんどなく、その生活実態などは正確にはわかっていないが、道外でも差別の問題が指摘されている。

ほとんどのアイヌの人々は、現在日常的な衣食住の生活様式のうえで、他の日本人と似たような生活を送っているが、経済格差は存在している。一方で、アイヌ文化振興法以来、アイヌ語学習や海外の先住民族との交流が積極的に行われるようになり、若者の行事への参画は増加している。

3 報告の内容

(1) 先住民族という認識とアイデンティティの尊重

まずはアイヌ民族が先住民族であるという認識をもつことが重要である。アイヌの人々のアイデンティティにはさまざまなレベルがあるが、それらの幅を理解し、配慮する必要がある。

(2) 国が主体となった政策の全国の実施

国家的事業として行われた北海道開拓（開発）のために不利益を蒙ったアイヌ民族については国が主体となって政策を展開する必要があり、現在アイヌの人々の居住域が全国に広がっている以上、全国にこれを及ぼす必要がある。

(3) アイヌ文化研究の促進と展示

アイヌ研究の制度作りが必要である。またアイヌ研究が多くの分野で行われる必要があり、アイヌ研究者の養成、とりわけアイヌ自身の研究者や学芸員の養成が急務である。

(4) 国民の理解の促進

あらゆる方法で国民的理解を得る努力をすべきであるが、その中心課題に教育がある。小・中・高校のすべてのレベルの教育において、アイヌの文化と民族の歴史の理解の促進を図るべきである。大学においても、関連する科目担当者の自主性において、アイヌ民族に関する教育が行われることを希望する。

(5) 多様な文化の共存と共生

現代においては、異なる文化を互いに理解し、多様性を保持しつつ共生する社会を築き上げることがますます必要となってきたが、その第一歩として、アイヌ民族を先住民族として理解し、その声を聴き、共に考えていくことが重要である。

目 次

1	はじめに	1
2	歴史的経緯	2
	(1) 江戸時代まで	2
	(2) 明治以後	3
3	アイヌ民族をめぐる近年の動き	5
	(1) アイヌ民族の現状	5
	(2) 国の施策の現状	6
4	先住民族運動と国際的な先住民族政策の動向	8
	(1) 先住民族とは	8
	(2) 先住民族運動	8
	① 文化活動・言語等の復興とアイデンティティの回復	8
	② 失われた土地の回復	8
	③ 土地喪失において蒙った不利益の代償	9
	④ 聖地・祖先の遺骨の回復	9
	⑤ 大規模開発事業の中止	9
	⑥ 公式の謝罪	9
	⑦ 遺伝資源・知的財産の利用における利益還元	9
	(3) 国際的な先住民族政策	9
5	「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書とアイヌ政策推進会議	11
	(1) 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の考え方	11
	(2) 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の政策提言	11
	① 国民の理解の促進	11
	② 広義の文化に係る政策	12
	③ 推進体制等の整備	12
	(3) アイヌ政策推進会議と当面の計画	13
6	新たな政策展開に向けて	14
	(1) 先住民族という認識とアイデンティティの尊重	14
	(2) 国が主体となった政策の全国的実施	14
	(3) アイヌ文化研究の促進と展示	15
	(4) 国民の理解の促進	15
	(5) 多様な文化の共存と共生	16
	参考文献	17
	参考資料	17

添付資料

- 1 「アイヌの人々について」（アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会第一回会合配布資料3）…………… 18
- 2 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の概要（アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会第一回会合配布資料4）…………… 21
- 3 「これまでのアイヌ政策の経緯」（アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会第一回会合配布参考資料1）…………… 26
- 4 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会第一回会合配布参考資料2）…………… 27
- 5 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書のポイント」…………… 29

1 はじめに

アイヌの人々のかかえている問題について、我が国の対応はこれまで決して十分であったとはいえない。そこには国民的理解が進んでいない、という背景があるが、一方で行政が取り上げないことが、さらに国民的理解を進めない要因ともなっている。一般社会では日本は単一民族国家であるという考え方が戦後長らく保持され、ことさら国内の「異文化」について目を向けずに来た。

近年になって、在日の人々の歴史や蒙っている不利益について多くが語られるようになり、国内に決して少なくない外国人研修生や日系ブラジル人、農村の外国人花嫁の存在が可視的なものとなってきて、単一民族国家の神話は崩れてきている。それにもかかわらず、アイヌの人々にあまり目が向けられてこなかった理由のひとつに、あまりに少数者であることがあげられる。アイヌ民族の人口は正確に把握されているわけではないが、平成 18 年に北海道内で 23,782 人という北海道庁のデータが存在する[1]。また、東京都は昭和 63 年の調査で、東京都に 2,700 人の住人を推計している[2]。最近では首都圏にも 1 万人は居住しているとも言われている。しかし、1 億 2000 万人を抱える国家の中では、日本各地に散っている人々を含めても極小集団であるといえよう。また、アイヌ文化に文字が存在しなかったこと、狩猟採集民であったこと、などから、「遅れた」存在であるとみなされてきたということがある。われわれが研究する人類学の分野では、それぞれの文化を遅れているとか進んでいるとかいう指標で眺めるのではなく、それぞれの文化を多元的な尺度で眺めるべきであると考えられているが、それは必ずしも世間一般に受け入れられている思考法ではない。

また北海道にあっても、全国各地に住んでいても、アイヌであることを明らかにしないで生きている人が少なからず存在する。もちろんアイヌであることを誇りに思い、北海道アイヌ協会(会員 3 千数百名、家族を併せると 1 万人を超える)などのアイヌ民族関連の団体に所属して活動を行い、その文化を継承しようとしている人も大勢いるが、一方でアイヌであることが世間一般にはマイナス・イメージと結びつけられているために、進んで名乗ることもできない人々が少なくない。しかし、そんなことがあってよいはずもない。

既に、国会では衆参ともに全会一致で、平成 20 年 6 月 6 日に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」がなされ、それを受けて内閣官房長官談話が発表され、さらにそれに基づいて「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、21 年 7 月に懇談会報告書が公表されている。現在、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が設置され、政府も新たな政策を進めようとしている。しかしながら、この事実は北海道ではともかく、全国的にはマスメディアに載ることも少ないまま進行している。アイヌの人々の不利益を解消するためには、是非とも国民的理解が必要である。この報告書は、一層の国民的理解を求めるために、政府の政策努力を少しでも推進する一助となることをめざし、その方策を考察するものである。

2 歴史的経緯

(1) 江戸時代まで

北海道に人類が住み着いたのは旧石器時代である。その後、1万5千年前に縄文時代に入るが、アイヌの形態的特徴や遺伝的特徴はアイヌ民族が縄文文化の担い手だった人々と直接的な関係を持つことを示している。その後、日本列島の他の島々では弥生文化（農耕文化）が始まるが、北海道では主に狩猟採集の文化が継続する。7世紀になると擦文土器に代表される擦文文化が北海道で始まる。この時代の記録には「蝦夷」という中央政府に帰属しない人々に言及があるが、これにアイヌの人々が含まれていたかどうかは現在も議論となっている。しかし、擦文文化およびオホーツク文化にはアイヌ文化の原型が見られる。その後、13～14世紀になると、狩猟、漁撈、採集を中心に一部に農耕を行い、海を渡っての交易を盛んに行うアイヌの文化的特色が形成された。

いわゆる「和人」（日本の文化と社会を担う主流社会の人々）はアイヌの人々との交易を盛んに行っていくが、彼らを「蝦夷」と呼び、通じない言語を話す人々として記録に残した。当時の和人の認識では、アイヌの人々は異文化の人々であった。1457年には和人とアイヌの人々の間でコシャマインの戦いと呼ばれる武力衝突が生じた。連続する抗争をおさめた蠣崎氏は次第に台頭し、蠣崎氏を祖とする松前藩がアイヌの人々との交易に独占権を与えられることとなった。

松前藩は1万石であったが、石高は名目的なものであり、この藩は、経済的にはアイヌの人々との交易により成立していた。松前藩は和人の居住する和人地（渡島半島南部を中心とした地域）とその他の蝦夷地とに分け、蝦夷地はアイヌの人々の生活区域とし、許可なく和人が出入りすることを禁じた。藩は家臣には知行の代わりとして蝦夷地の海岸をいくつかの場所に区分して、アイヌの人々との交易の独占権を与えた。アイヌの人々は乾燥鮭・ニシン・獣皮・鷹羽・海草などを和人に供給し、代わりに鉄製品・漆器・米・木綿などを受け取っていた。アイヌの人々は狩猟採集民の常として、強力な政治組織をもたず、中央政府のようなものもアイヌ社会には存在していなかった。

時がたつにつれ、和人側は次第にこの交易圏で支配力を強め、アイヌの人々は和人との交易へますます依存するようになった。1669年にはシャクシャインの戦いが起こるが、この後には交換率などますますアイヌの人々にとって不利な条件へと向かった。18世紀になると、交易に商人が参加する制度（「場所請負制」）が一般的となり、アイヌの人々は漁業に従事させられ、労働を搾取されるようになった。

北の境界として、幕府はロシアからの軍事圧力に対抗する必要があるとあり、また開国圧力や、国境画定の交渉にあたることとなる。有事には蝦夷地を幕府直轄地として、直営することもあった。ロシアとの交渉にあたっては、アイヌの人々は日本に帰属する人民であるとし、アイヌの人々の居住地は日本の領土であることを主張した。このころ「蝦夷」から「土人」と呼ぶように改めている¹。

江戸時代までの経緯をまとめると以下のようなになる。アイヌ文化の原型は12～13世

¹ (1)のここまでの部分は、概ね懇談会『報告書』[3]の記述を中心にまとめた。

紀頃に見られるようになった。13～14 世紀には、和人から異文化の人々と見られつつ、交易が始まる。16 世紀頃から蠣崎氏（後の松前氏）の台頭により交易の諸制度が導入されると、アイヌの人々は次第に不利な取引を強いられ、しまいには労働を搾取されるようになった。対ロシア政策上必要な場合に、幕府はアイヌの人々の内国民化を進めた。

(2) 明治以後

明治政府となって、2 年目（1869 年、明治 2 年）に蝦夷地は北海道と改称され、開拓使が設置されると、北海道開拓（開発）が本格的に開始される。北の守りを固めて近代国家としての基礎固めをしようとする明治政府にとって、北海道開拓は重要な事業であった。屯田兵も含め、開拓のために和人が数多く移住してきた。明治時代になってますます内国民化は進行し、アイヌの人々は、その意志に関わらず「平民」として戸籍制度の中に組み入れられた。しかし、場面に応じて「土人」・「旧土人」というカテゴリーも設けられていた。

文化面においては、アイヌ民族独特の慣習は「陋習」とみなされ、禁止されたり制限されたりした。死者の家を焼くなどの宗教儀礼、成人女性の入墨、男子の耳環も禁止された。アイヌ語が禁じられたわけではないが、日本語が奨励され、明治後半に設けられた「旧土人学校」（アイヌ学校とも呼ばれた）では、教育はすべて日本語で行われた。教化の一貫として行われたこれらの政策は、結果としてアイヌの人々の同化を招き、民族の文化存続には大きな打撃となった。

明治政府となってアイヌの人々は強制労働から解放されたが、入植する和人たちと競争をせねばならず、経済的に大きな打撃を受けた。明治政府は地租改正により全国的に近代的な資本主義的土地所有制度を導入し、北海道にもこれを適用した。アイヌの人々は狩猟採集民として、集団的な土地利用を行っていたものの、個人が土地を排他的に所有し、処分も可能であるという近代的な土地所有の観念になじんではおらず、地券を獲得する人はほとんどなく、和人に所有権をとられて移住をやむなくされる人もいた。

人口増加によって獲物が減り、乱獲を理由にアイヌの人々の伝統的な生業である狩猟、漁撈は、さまざまな制限を受け、やがて禁止されるようになる。アイヌの人々にとって、自らのアイデンティティに関わる生活様式が継続できない状況となり、文化的にも大きな打撃を受けた。明治政府はアイヌの人々に対し勸農政策を開始した。また、「北海道旧土人保護法」という法律を定め、土地の無償下付や農具や種子の給付などの優遇制度を作った。しかし、既に和人がよい土地を取得してしまったあとで与えられた土地は農地に適していなかったり、十分農業指導が行われなかったりで、アイヌの人々の生活改善には効果がなかった²。

以下のように要約できる。江戸時代には、和人の支配下におさめられつつあったものの、まだ多くの土地はアイヌの人々のものであったが、明治時代の幕開けとともに、多くの和人が移住してきて、彼らのことばや生活様式を押しつけるようになり、アイヌの

² (2)の部分のここまでは、主として懇談会『報告書』[3]を中心にまとめた。

人々はその固有の文化や生活様式までも継続が難しくなった。和人たちは北海道に移住してきて、農業を始めたのであるが、アイヌの人々の狩猟や漁撈という暮らしが農業とはすぐわず、次第にアイヌの人々自身も農業を選択すべく追い込まれていくのである。しかし、アイヌの人々は農業になかなか慣れることができなかった。

季節移動生活を基本とする狩猟採集民や遊牧民が、近代化の中で中央政府に定住化を強制されるケースは、人類学の研究において数多く記録があるが、すぐには成功しないのが常である。定住化に成功しても、それらの元狩猟採集民や元遊牧民は、社会の周辺部に位置づけられることが多い。

3 アイヌ民族をめぐる近年の動き

(1) アイヌ民族の現状

アイヌ民族は、平成 18 年の北海道が実施した「アイヌ生活実態調査」によれば、道内の 72 の市町村に 23,782 人居住している³。そのうちの 60%近くは日高支庁と胆振支庁⁴在住である。働いている人の 28.6%が第一次産業に従事しており、北海道民全体の第一次産業従事者が 5.5%であることと比べるとその比率がとても高い。生活保護を受ける割合は 3.83%で道民全体の 2.46%に比べると 1.5 倍を超える。また高校の進学率は 93.5%で道民全体より 5 ポイント近く低く、大学進学率は 17.4%であり、道民全体の半分以下（全国平均の 3 分の 1 以下）である。進学しないことに経済的理由をあげている場合が多い。また、かつて差別を受けたことがあるかという問いに、はい、と答えた人が 16.8%、そのほかに別の誰かが受けたことを知っているかと答えた人が、19.8%に上っている[1]⁵。

現在北海道外に住んでいるアイヌ民族の数はかなり上っているとされているが、あまり実態調査は進んでいない。アイヌ政策推進会議での活動の 2 本柱のひとつは、道外アイヌ民族の生活実態調査であるが、北海道アイヌ協会の会員らに、道外の人を紹介してほしいとの呼びかけたものの、協力できると答える返信は 2 割程度にとどまり、その結果調査を平成 22 年 10 月に開始する予定が延期となったりしている[4]。北海道での差別を逃れるために、道外に職を求めることがしばしばあり、道外で非アイヌの配偶者と暮らすとき、家族・縁者にアイヌであることを伏せていることもしばしばある。

アイヌであると自他ともに認めている人から、アイヌであることを周囲に名乗っていない人、さらに、家系にアイヌの祖先がいることを知らされていない人、とさまざまな存在様態がある。東京都は昭和 63 年の調査[2]で、東京都において 2700 人のアイヌ民族の住人を推計しているが、これは 20 年以上前のデータである。現在首都圏に 1 万人が居住するとも言われ、また全国で 20 万人とする推計 [6]⁶、25 万~30 万人とする推計 [7]⁷もあるが、いずれも推測の域を出ないデータであり、確かではない。

これまでの同化政策の結果として、ほとんどのアイヌの人々は現在日常的な衣食住の生活においてほぼ和人と変わらない。第一言語が日本語になっており、アイヌ語を日常的に用いている人はほとんどいないが、アイヌ語の単語を会話の中で用いることはある⁸。アイヌの儀礼などの文化活動も、昭和 50 年頃には人々の間で復活の機運が増し、イ

³ ただし、「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる人、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる人」と定義し、自らが表明する人のみを調査対象としている。

⁴ 現在、支庁は改廃され、総合振興局および振興局となっている。

⁵ 北海道庁の調査の他に、平成 20 年に北海道大学アイヌ・先住民研究センターが行った北海道内でのアンケート調査[8]がある。より詳細で包括的なものとなっているが、ここでは引用を割愛した。

⁶ Cultural Survival の推計に基づく、としている。

⁷ 著者のインフォーマントのアイヌの人々の推測。

⁸ 北海道庁の調査によれば、アイヌ語を「良く知っていて教えることができる」が 4.6%、「教えることはできないがある程度知っている」が 25.0%、「体験や本で少しは知っている」が 70.4%となっている[1]。

オマンテなどの儀礼も行われるようになってきた。平成9年のアイヌ文化振興法制定以来、アイヌ語学習や海外の先住民族との交流が積極的に行われるようになり、若い人々の行事への参画が増え、文化伝承の裾野が広がってきたといえる。しかしまだ、それらの活動に参加する人々は限られている。参加するためには生活に余裕がないとできないので、現在のアイヌの人々の経済的な状況では、参加したくてもできない場合が数々ある[3]。

(2) 国の施策の現状

戦後長い間、日本は単一民族の国家であるという見方が通用してきた。日本政府はアイヌ民族が先住民族であると認めては来なかったし、国連が問題とするような権利を剥奪されたマイノリティ⁹ではないとしてきた。アイヌの人々は、彼らの意志とは関わりなく明治時代に内国民化されており、日本国民として日本国籍を付与され、戸籍制度の中に組み込まれている。また、選挙権ももち、自由な「平民」としての地位を与えられてきていた（しかし別な局面では、「旧土人」としての差別的扱いも受けてきているのだが）が、それが和人と本当に平等かつ対等な関係を築いてきたわけではないことは前章で検討している。

これらの政策に転換点が訪れるのは国際的な先住民族政策の流れの影響が大きい。第二次大戦後、人種主義や人権問題、差別撤廃への取組みは盛んに行われてきており、とりわけ、1980年代（昭和55年以降）から、ILOや国連を中心に先住民族問題に関心が高まり、条約が締結され宣言が採択されてきた。2007年（平成19年）には、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連で採択され、日本政府は賛成の票を投じている。

国内では、昭和50年代の終わり頃から、アイヌの人々の人権に対する意識が高まりを見せるようになり、北海道ウタリ協会（現北海道アイヌ協会）は「アイヌ民族に関する法律（案）」の制定を求めた。その状況下で、「北海道旧土人保護法」は運用実態が乏しく、存在意義が問われ、また「旧土人」という差別的呼称も問題視されたため、廃止が議論されるようになった。

その準備として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」¹⁰が平成7年に内閣官房長官の私的諮問機関として設けられ、その1年後に報告書が提出された。この報告書では、アイヌ民族を先住民族として規定することはなかったが、アイヌの民族性と先住性については明らかにした。アイヌ文化の振興に関わる提言を主体とし、アイヌ以外の人もアイヌ文化を享受する仕組みを考案している[9]。

これに沿って、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法、アイヌ新法と呼ばれることもある）が平成9年に制定された。この法律は、「アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイ

⁹ マイノリティとは、少数者集団のことで、数が少ないゆえに大集団の中で権利上不利な立場に追いやられることがしばしばある。

¹⁰ この懇談会のメンバーに、アイヌの人々は1人も含まれていなかった。

ヌ文化が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。」[10]と第一条にある。この法律の下、アイヌ文化振興・研究推進機構が設立されたが、その活動は実質的に北海道にのみ限定された。

アイヌ文化振興法により、文化に関する研究・実践には弾みがついたものの、この法律では実現しなかった先住権の実現、過去に被った迫害や差別に対する補償や賠償といった対策を望む声がやがて高まるようになる。平成20年5月に、北海道アイヌ協会（北海道ウタリ協会が改名）を主とするアイヌの人々が「アイヌ民族の先住権確立を求める国会請願アピール行進」を行った。さらに同年6月6日に国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」[11]が全会一致で決定された。決議文の中では、1)国連で採択された「先住民族の権利宣言」を評価し、それにそった具体的行動が求められていること、2)近代化の過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を認めるべきこと、3)全ての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、文化を次世代に継承すべきこと、4)その上で、一、宣言を踏まえ、アイヌ民族が先住民族であると認めること。二、アイヌ政策を推進し、総合的施策の確立に取り組むことを政府に求めている。

この決議によって「アイヌ民族が先住民族である」と認められたかどうかについて、一部議論があるが、同日発表された内閣官房長官談話は、この決議を素直に受け入れるものとなっており[11]、これをもって政府がアイヌ民族を先住民族として認めるものとなった。また、平成21年10月19日の国際連合総会第3委員会において、政府代表は、「我が国の国会は「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を全会一致で採択し、同決議の採択を受け、我が国は、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識を示しました。」[12]と公式発言している。

官房長官談話に基づき、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が同年に設置され、翌年の平成21年7月に報告書が提出された。

4 先住民族運動と国際的な先住民族政策の動向

この章では、アイヌ政策を議論するために、海外の先住民族運動と先住民族政策の動向について触れる。世界的な先住民族運動での主張のすべてをアイヌ民族が主張しているというわけではない。

(1) 先住民族とは

先住民族とは誰か この問いに対する答えは実は難しい。「先住民族の権利に関する国際連合宣言」においても明確には規定されていない。先住であっても、先住民族と呼ばれない民族も多い。おおむね理解されているのは、

- ① 先住性 植民地経営当初、居住域の原住民の集団とその子孫の特性。
- ② 被支配性 植民地支配が及んだ居住域で独自の生活様式を享受できない劣勢な社会的・法的な状況の集団とその子孫のもつ特性。
- ③ 歴史の共有 歴史的な居住地において、植民地経営開始当時の原住民の子孫との歴史的連続性があること。
- ④ 自認 自ら先住民族であると認識する集団とその成員。

といった要件を挙げることがある。また自認に加えて、政府などによって法的に認知されたり補償の対象となったりすることに大きな意義がでてくる。

世界中で先住民族と自認している人々は、約 5000 の集団に及び、総人口は 2 億 5000 人～6 億人と推定されている。居住域は陸地の 20%を占め、70 カ国に及んでいる[13]。移民国家¹¹であるアメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、中南米の諸国家等で、先住民族の存在は比較的明確となっているが、ヨーロッパやアフリカ、アジアなどのように、歴史の上では長く人々が住みつき、移住を繰り返してきたところでの先住性は容易に判断しがたい[14]。しかし、後者のようなところでも先住性の主張は近年行われるようになってきている。

(2) 先住民族運動

1950 年第半ば（昭和 30 年代）にアメリカ合衆国で公民権運動が始まった。これは主にアフリカ系アメリカ人の権利にかかわる運動として発生したが、その後さまざまなマイノリティがアメリカで権利主張を始めることとなった。それらの一連の運動の中にアメリカ先住民族の運動があり、この後、世界中で先住民族の運動が活発化していく。

先住民族運動で主張されたことは、それぞれの国の事情に合わせて多岐に渡っているものの、それらにはいくつかの共通点がある。

① 文化活動・言語等の復興とアイデンティティの回復

同化主義政策のために失われてしまった自分たちの文化や言語を復興させる試みである。先住民族の多くが、既に先祖が話していた言語を日常的に用いなくなってお

¹¹ 移民国家とは、ここでは、近代の植民地主義下で多くの移民が生じ、移民によって建国された国家をさす。近年、移民を多く迎えている国をさして移民国家ということがあるが、ここではそれらは含まない。

り、それらをなんらかの形で復興しようとしている。芸能活動や儀礼などを復活し、伝統衣装などをこれらの機会に用いる動きなどもある。これらのうち、芸能活動や伝統工芸の復興などは、彼らの経済活動としても復活中である。

② 失われた土地の回復

マジョリティ¹²が後から入植したときに、先住民族が近代的な土地所有観念（排他的個人所有・土地の商品化）に慣れていなかったために、土地が失われる結果となったという認識の下、もとの土地所有を回復する動きやその代償としての居留地のような内国として自治権を認めさせること、あるいは、不動産資源を活用している会社等に、補償金を請求すること、などがある。

③ 土地喪失において蒙った不利益の代償

回復不能な権利の代償として、教育機会や公務員ポストなどの優遇を求める。

④ 聖地・祖先の遺骨等の回復

民族のアイデンティティにかかわる聖地を回復する動きは、②とも関わり、重要な活動となっている。また過去において、祖先の墓所で人類学的調査のために発掘が行われ、遺骨を収集されたり、文化財が持ち去られたりすることがしばしば行われた。学術資料として大学や博物館に収集されている遺骨や文化財の適正保管や返還を求める活動が行われている。

⑤ 大規模開発事業の中止

国家が建設を計画する大規模開発がしばしば国家全体として歓迎すべきであっても、環境破壊を伴うプロジェクトについては、先住民族の暮らしを直撃する 경우가多々あり、それらの大規模開発に反対する動きがある。熱帯林の伐採、ダムや灌漑プロジェクト等がそれにあたる。

⑥ 公式の謝罪

土地などの資源が奪われ、伝統的な生活様式や文化の継続が難しくなったことに対する公式な謝罪を求める。

⑦ 遺伝資源¹³・知的財産の利用における利益還元

先祖代々利用してきた天然資源・薬品などの利用、口頭伝承や音楽・舞踊などの文化表現の利用に対する利益還元を求める。特許・著作権といった権利の観念がいずれも個人に帰属するものとなっており、新たな権利概念が必要となっている。

(3) 国際的な先住民族政策

¹² マジョリティとは多数者集団のこと。ここでは入植者が先住民族を凌駕する人数に達した時、マジョリティとなることをいっている。単に人数が多いだけでなく、自分たちの文化やルールを社会全体のものとしてしまう力をもつ。

¹³ 現在もしくは潜在的に利用価値のある遺伝素材。生物起源の資源であるが、例えば先住民族が先祖代々利用してきた薬草を製薬会社が成分分析をし、科学的に合成した医薬品として販売したとき、先住民族には全く利益還元がされて来なかったことが、近年問題となっている。

第二次大戦後すぐに成立した世界人権宣言は人種差別の撤廃を強く訴えていたし、UNESCOからも人種主義に対抗する人類学者によるパンフレットが数点出版されている。先住民族の労働搾取の禁止といった政策から発して、先住民族問題にとりくんだILO(国際労働機関)は、107号条約を1957年(昭和32年)に制定して先住民族保護に取り組み、さらに169号条約を1989年(平成元年)に定め、107号条約と置き換えた。107号条約では、先住民族が次第に暮らしている国の中に統合されていくという見通しで作成されていたが、169号条約では、先住民族の文化や生活様式を尊重する姿勢をとっている。また後者では、先住民族の組織が自分たちに影響する開発事業の計画や立案に関与すべきであるという前提に立っている[15]。

国際連合では、先住民族の権利に関する世界宣言を起草するとともに先住民族の人権の擁護のための各国政府の政策の検証をする場として、「先住民に関する作業部会」が1982年(昭和57年)に設置された。国連は1983年を世界の先住民族の国際年と定め、1985年(昭和60年)より10年間を世界の先住民族の国際の10年、引き続きその次の10年も第二回目の世界の先住民族の国際の10年となり、先住民族の権利擁護のための諸活動を行ってきた。このような国連の活動を契機として、世界各地の先住民族の人々は互いにネットワークで結ばれるようになり、情報交換を繰り返しながら先住民族としての権利主張ばかりではなく、環境問題や地球温暖化などの問題にも先住民族としての視点で取り組むようになってきている。

1985年(昭和60年)に取り組みの始まった宣言は、20余年の後に修正を経て2007年(平成19年)に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」[16]として国際連合総会にて可決された。アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国は反対票を投じ、棄権が11カ国、33カ国が欠席、賛成144カ国であった。ちなみに日本は賛成票を投じている。

国連のこの宣言は、先住民族の権利回復に関する最も新しい考え方を含んだものとなっているが、とりわけ第3条にある「先住民族は、自決の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、その政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。」[16]という箇所が、自決権を認めたものとして、一步踏み込んだ記述となっている。また、先住民族が権利をもつ資源を土地などの不動産ばかりでなく、文化財や伝統的知識、文化的表現、遺伝物質(遺伝資源)、種子、薬品等々を知的財産として、先住民族自身の管理・保護・発展させる権利を認め、踏み込んだ理解を示している。

反対した4国は、自決権に加え、土地、領域、資源などの権利を認めていること、先住民族が定義されていないことなどを批判点としてあげたが、後に国内法の枠内で承認を表明しており、歩み寄りが見られている。一方で、これは宣言であるので、条約とは異なり各国政府を法的に拘束する力はない。

5 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書とアイヌ政策推進会議¹⁴

この章では、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の考え方と提言のサマリーを紹介する。当分科会は報告書の基本理念を支持するが、個別に提案されている政策実現についてはさらなる検討が必要であると考え。懇談会自体も多くの提案を行っているが個別の政策に必ずしも踏み込んだ議論を展開するには至っていない。

(1) 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の考え方

アイヌの人々のもつ形質や遺伝的特徴は、縄文時代にまでさかのぼるものがある一方で、オホーツク文化の強い影響もある。アイヌの人々は狩猟、漁撈、採集中心の生活であったが、早くから交易を行っていた。室町時代の日本人には、言葉の通じない「異文化の人々」としてとらえられていた。江戸時代には、松前藩を通じて交易だけでなく過酷な労働を強いられるといった支配を次第に受けるようになっていった。また明治になってからは、多くの和人が移民として入植し、狩猟や漁撈の場が狭まり、土地を奪われる結果となった。また、同化主義政策により多くの文化も失われた。それらの過程の中で多くのアイヌの遺骨が大学や博物館の学術資料として収集され、その中にはアイヌの人々の意に関わらず収集されたものもあると見られる。歴史的経緯をふまえれば、アイヌ民族が日本の近代化の過程で多くの不利益を蒙ったことは明らかである。

アイヌの人々は多くが北海道に居住していると考えられているが、道外のアイヌの人々も少なからずいる。日常的衣食住の生活様式においては他の多くの日本人と変わらないが、格差や学校・就職の差別は根深い。北海道に住むアイヌの人々の生活は、北海道の施策により改善されてきているが、道外のアイヌの人々には何の対策もされていない。

アイヌ文化振興法により、アイヌ語や伝統文化の維持・伝承の裾野は広がってきている。アイヌの人々の日常生活も帰属意識とともに尊重されるべきである。

先住民族の人権尊重の国際的な動きに配慮しつつ、アイヌ民族が先住民族であるという認識に基づいた政策展開がなされる必要がある。国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき責任がある。文化とは、言語、音楽、舞踊、工芸等に加え、土地利用の形態などを含む民族固有の生活様式の総体と考えるべきである。さらにそれら伝統を踏まえた復興に加えて、新たなアイヌ文化を創造する視点が必要である。

国際連合が2007年（平成19年）に採択した「先住民族の権利宣言」は、先住民族に係る政策のあり方の国際指針としての意義をもつものとして尊重されるべきである。アイヌ政策はこれを尊重するとともに、我が国及びアイヌの人々の実情に応じたものであることが求められる。他方で日本国憲法を踏まえるべきことは当然である。その中で、アイヌの人々のアイデンティティを尊重し、多様な文化と民族の共生の尊重の下、国が主体となった政策の全国展開が必要である。

¹⁴ 有識者懇談会にも、推進会議にも、アイヌの人々が構成員として正式に参加している。

(2) 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の政策提言

具体的な政策として挙げられているのは、以下の通りである。

①国民の理解の促進

ア 教育

アイヌ民族に関しての教育がしっかりと行われるべきである。児童・生徒の発達段階に応じた指導方法や教材研究が行われるべきであるし、教員への指導者研修も必要である。

イ 啓発

アイヌ文化に関する啓発活動は現在北海道内にとどまっているが、これを全国的に展開するべきであり、「アイヌ民族の日（仮称）」の制定を含めて、啓発・広報活動が必要となっている。

② 広義の文化に係る政策

ア 民族共生の象徴となる空間の整備

アイヌの文化・歴史に関する教育・研究・展示等を行うことのできる施設や空間を確保する。そこには併せて大学等に保管されている遺骨の尊厳ある慰霊が可能となる施設が設置されることが望ましい。先住民族の尊厳を尊重し、多様な文化の共生を象徴するものであるべきである。

イ 研究の推進

一部の大学や研究機関が研究を行っているが、それらの連携を図り、アイヌの研究者を育成するためには、総合的かつ実践的な研究の推進体制へと発展させるべきである。中核となる研究機関の強化、研究のネットワーク化が求められる。

ウ アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興

アイヌ語・アイヌ文化に学び触れる機会の拡充に加え、地名をアイヌ語表記にするなどして人々がアイヌ語に触れる機会を増やすことが必要である。

エ 土地・資源の利活用の促進

現在進められているアイヌの伝統的生活空間（イオル）¹⁵再生事業を拡充することなどをはじめ、今日的な土地・資源の利活用によりアイヌ文化の総合的な伝承活動を可能にすることが必要である。

オ 産業振興

工芸技術の向上、販路拡大、アイヌ・ブランドの確立、観光振興等への支援などが必要である。

カ 生活向上関連施策

北海道外のアイヌの人々の生活実態調査を実施し、必要な施策の全国展開の検討・実施が必要である。

¹⁵ 多様な自然環境の中で、衣食住から儀礼まですべてをまかなうアイヌの生活空間のこと。再生事業では、自然素材を育成しそこでアイヌ文化の伝承や、体験交流が行われている。

③ 推進体制等の整備

アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制を整備する必要がある。アイヌの人々の意見等を踏まえつつ、アイヌ政策を推進し、施策のモニタリングをする協議の場を設置することなどが提案されている。国会にアイヌ民族のための特別議席を付与するという提案もなされているが、その実施のためには憲法改正が必要であり、慎重に検討されるべきである。アイヌの総意をまとめる体制作りが求められる。

(3) アイヌ政策推進会議と当面の計画

現在、前項③については、アイヌ総合政策室が内閣官房に設置され、内閣官房長官を座長とするアイヌ政策推進会議が発足して、アイヌ政策の具体的実現が図られている。アイヌ文化振興法や、それ以前からあるアイヌ振興策は実施が北海道内に限定されていたが、ここで国が主体となった政策とすべきであると報告書で述べているのには理由がある。ひとつには、先住民族の不利益が一地方の問題ではなく、日本の近代化という国家的な過程で生じたことであるという認識があり、国家がそれに起因する問題に対して強い責任を負うという論理があるからだが、もう一方で、アイヌの人々が今日道外に多く居住しており、道外での政策展開も同時に必要とされるという事実を踏まえているからである。

現在、アイヌ政策推進会議では、報告書で提言されている政策の実現を目指しているが、その中でも、

① 民族共生の象徴となる空間の整備

② 北海道外のアイヌの人々の生活実態調査の実施

の2項目の事業を中心課題としてそれぞれに部会ができて活動が行われている。

6 新たな政策展開に向けて

以下は、人類学分科会での認識に基づく考え方と提案である。アイヌ政策のあり方に関わる有識者懇談会『報告書』の流れに沿うものであるが、現在のアイヌ政策推進会議で当面の課題に掲げられていないものも含まれる。

(1) 先住民族という認識とアイデンティティの尊重

アイヌがひとつの民族であることは、長らく学界ではほとんどの研究者の一致するところの認識であった。さらに、少なくとも北海道においては、和人の移民より前から先住していたことの認識も共有されている。江戸時代から既に松前藩に従属して、交易の過程で日本のさまざまな物資を生活に用いていたアイヌ民族はもはや別個の民族ではなく、辺境に暮らす日本人だった、と主張する人々もいる。しかし、全く別な固有の言語を話し、江戸時代までは、和人の側も「異文化」の人という認識を持っていた。狩猟採集という生活様式を営んでいたアイヌ民族は、宗教観念においても固有のものをもっており、独自の世界を営んでいた。江戸期・明治期を経てアイヌ民族が日本社会に取り込まれ、土地を収奪されて、支配下におさめられていく過程は、人類学者がしばしば海外での調査研究において出会う植民地化の過程に他ならず、本州以南の日本は移民国家ではないが、北海道においてそうした移民国家と同じ体験をしたと考えてよい。そのような学界での認識が政治や行政においても認められ、国民の間でも一般的な認識に広がることをわれわれは切に願う。そしてアイヌの人々がアイヌであるというアイデンティティをもつことについても、それを全体社会が尊重するのは大事なことであるとする。

ただし、かなり長い間の差別の歴史があり、それによってアイヌの人々がさまざまなレベルのアイデンティティをもっていることについては、十分配慮する必要がある。日本人とさしてかわらぬ日常生活を送っていることも、アイヌ語をほとんど知らないこともあるし、そのような多様なアイデンティティのあり方も理解することが重要である。アイヌ政策推進会議が行っている道外アイヌの調査においても、差別を避けるために該当者が関わりをもちたがらず、そのため回答数が予定したほどに集まらず、道外アイヌの人々の実態がなかなか把握しにくいのである[4]が、差別があるから隠れ、隠れるから実態が見えにくくさらに差別の温床になる、という悪循環が存在する可能性もあり、今後の検証が必要である。アイデンティティの課題については、オーストラリアやカナダ、ニュージーランドなど他国の経験に学ぶところが大きいはずである。

そして、先住民族文化としての認識とアイデンティティの尊重を受けて、アイヌ文化の振興や象徴空間の構想が進められる必要がある。

(2) 国が主体となった政策の全国の実施

アイヌ民族が先住民族として蒙った剥奪や差別の歴史は、北海道という一地方で生じていたことではあるが、それが一地方の決断によってなされてきたわけではない。明治以降、政府の一定の方針とともに国家的事業として北海道の開発が行われてきた経緯がある。さらに、アイヌ民族の居住地は全国に広がっている。国が主体となり政策を全国

的に展開していく必要性がある。

(3) アイヌ文化研究の促進と展示

アイヌ文化を総合的に研究するためには中核的な研究所が存在して、その周囲にネットワークが築かれることが重要である。そのための制度づくりが必要となっている。現在アイヌ民族や文化の研究者は数が少なく、そのことがアイヌ文化の知識普及にも障碍となっている。アイヌ研究を行うポストを全国の大学や研究所で増やすことが必要である。これまで行われてきた人類学・文化人類学、社会学、文学、歴史学、言語学、法律学、音楽学等の分野でのアイヌ研究もさらに振興される必要があり、またその他の分野でもアイヌ研究への視角をもつべきである。少なくとも日本研究を行う研究所は、アイヌ研究部門をもつことが望ましく、部門がなくてもアイヌ研究が行われることが奨励されるべきである。アイヌの人々の中からアイヌ研究者を育てることは急務となっている。

博物館も然りである。北海道にはアイヌ文化に関わる展示が数箇所あるが、道外でアイヌ文化の展示を行っているところは少ない。日本文化の展示を行うところには、アイヌ文化の展示もその一部として行うことが標準形態となることが望ましい（なぜなら、公式に先住民族文化であると認められたアイヌ文化も広義の日本の一部であるからである）。アイヌ文化の展示には是非ともアイヌ自身が関わるが必要であり、展示に関する意見や感想を述べる委員にアイヌの人々を含めるべきだろうし、将来的にはアイヌの人々の中からより多くの学芸員が育ち、アイヌの文化をどのように展示するか、彼らが主体となって考えるべきである。

(4) 国民の理解の促進

アイヌ文化の振興は、アイヌ文化をアイヌだけのものとするのではなく、国民全体がアイヌの文化に理解を示し、なんらかの形で享受するという多文化共生の理念の下で行われる必要がある。

あらゆる方法で国民的理解を促進する必要があるが、その中心となるのは教育にアイヌ民族を取り上げることである。小・中・高校のすべてのレベルの教育において、アイヌの文化と民族の歴史の理解の促進を図るべきである。学習指導要領にそれが明記されるべきであろう。それぞれのレベルにあったカリキュラムの開発は、特に生活科や社会科、地歴科目に限る必要はなく、音楽や体育、文学などであってもよい。アイヌ民族について教える際に、世界の先住民族全体についての理解の中で行うことが必要である。そうすることで、アイヌの人々の置かれている立場はいつそうわかりやすいものとなる。アイヌ文化をどのように教えたらいいか、現場の教員の多くは戸惑っているはず¹⁶なので、指導法を開発して、教員の指導にも当たるべきである。国民的理解の促進において、教育の果たす役割はきわめて大きく、前項目と併せ文部科学省の果たす役割は重要である。

¹⁶ 教材の少なさや、現場の戸惑いについて[3]に詳細な記述がある。

また、大学においても、関連する科目担当者の自主性において、アイヌ民族に関する教育が行われることを希望する。

(5) 多様な文化の共存と共生

アイヌ政策推進会議で現在進められている民族共生の象徴となる空間の整備の事業は、教育・研究・文化伝承・展示など多くの機能を併せ持った施設を含む空間となる予定であり、それぞれの機能はそれぞれに評価されるべきであるが、これが多様な文化の共存と共生の象徴となることはきわめて重要である。

異文化に対し違和感をもつのではなく、異なる文化を互いに理解する努力をして、文化的多様性を保持しつつ共生する社会を築き上げることは、21世紀の世界中で必要となっていることである。日本学術会議が平成22年に公開した『日本の展望』の人文・社会科学からの提言の中には、「多様に異なる文化を相互に理解するためには、自文化中心主義を克服しつつ文化的伝統を継承しうる柔軟な思考とともに、相互の異なるニーズを理解しあった上で負担を分かち合う姿勢が不可欠である。」[17]とある。そのような多様性に対する寛容さの基盤は、残念ながら我が国ではまだ十分育っていない。そのような多様性を、喜び、享受する態度を醸成する第一歩として、アイヌ民族を先住民族として理解し、その声を聴き、共に考えていくことが重要である。

以 上

<参考文献>

- [1] 北海道環境生活部（2006）『平成18年北海道アイヌ生活実態調査報告書』
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/grp/H18houkokusyo.pdf>
- [2] 東京都企画審議室調査部（1989）『東京在住ウタリ実態調査報告書』
- [3] アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会（2009）『報告書』
- [4] 朝日新聞2010年10月30日朝刊31ページ、北海道本社「アイヌ道外調査 足踏み」
- [5] アイヌ政策推進会議、第6回「北海道外アイヌの生活実態調査部会」議事概要。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/jittaichousa/dai6/gijigaiyou.pdf>
- [6] Poisson, B. (2002), *The Ainu of Japan*, Lerner Publications, Minneapolis.
- [7] Sjöberg, K. (1993) *The Return of the Ainu: Cultural Mobilisation and Practice of Ethnicity in Japan*, p. 152. Amsterdam: Harwood Academic Publishers
- [8] 小内透編著（2010）『現代アイヌの生活と意識：2008年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター
- [9] ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会（2000）『報告書』

- [10] 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成九年五月十四日法律第五十二号）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H09/H09H0052.html>
- [11] 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話」首相官邸公式ページより
<http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/hukuda/2008/060danwa.html>
- [12] 2009年第64回国連総会第3委員会、議題68：「先住問題」(a)「先住問題」及び(b)「第2次国際先住民の10年」篠原政府代表代理によるステートメント（仮訳）
 外務省公式ページより
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/21/un_1019.html
- [13] McIntosh, Ian (2002) Defining oneself, and being defined as, indigenous. *Anthropology Today* 18-3 23-24 Royal Anthropological Institute.
- [14] 窪田幸子・野林厚志編（2009）『「先住民」とはだれか』世界思想社
- [15] ILO 駐日事務所メールマガジン・トピック解説（2006年8月31日付51号）「先住民・種族民とILO」
<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/feature/2006-08.htm>
- [16] United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, Adopted by General Assembly Resolution 61/295 on 13 September 2007
<http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/en/drip.html>
 仮訳は以下の通り。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai3/3siryou.pdf>
 この概要は、添付資料②
- [17] 日本学術会議第1部（2010）『日本の展望—自分・社会科学からの提言』日本の展望—学術からの提案 2010

<参考資料>

審議経過

第1回会議	21年 1月7日（水）
第2回会議	21年 4月14日（月）
第3回会議	21年 7月6日（月）
第4回会議	22年 1月11日（日）
第5回会議	22年 10月7日（木）
第6回会議	22年 11月22日（月）
第7回会議	23年 3月6日（日）

東日本大震災の影響で、会合を開催してのとりまとめが大変難しく、メール会議にて最終的なとりまとめに至った。

第8回会議 23年6月7日（火） メール会議にて承認

アイヌの人々について

1 これまでのアイヌ政策の主な経緯

(「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」以降)

- H7 「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」発足
- H8 「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書提出
- H9 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)制定
- H19 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択
- H20 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆・参両議院本会議において採択(6月6日)

(参考資料1) これまでアイヌ政策の経緯

(参考資料2) アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

2 アイヌの人々

- (1) 和人との関係において北海道に先住していた(先住性)
- (2) アイヌ語をはじめとする固有の文化を発展させてきた民族である(民族性)
- (3) 明治以降の近代化の中でアイヌの社会や文化の破壊が進展

(参考資料3) ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書の概要

3 人口・生活実態など

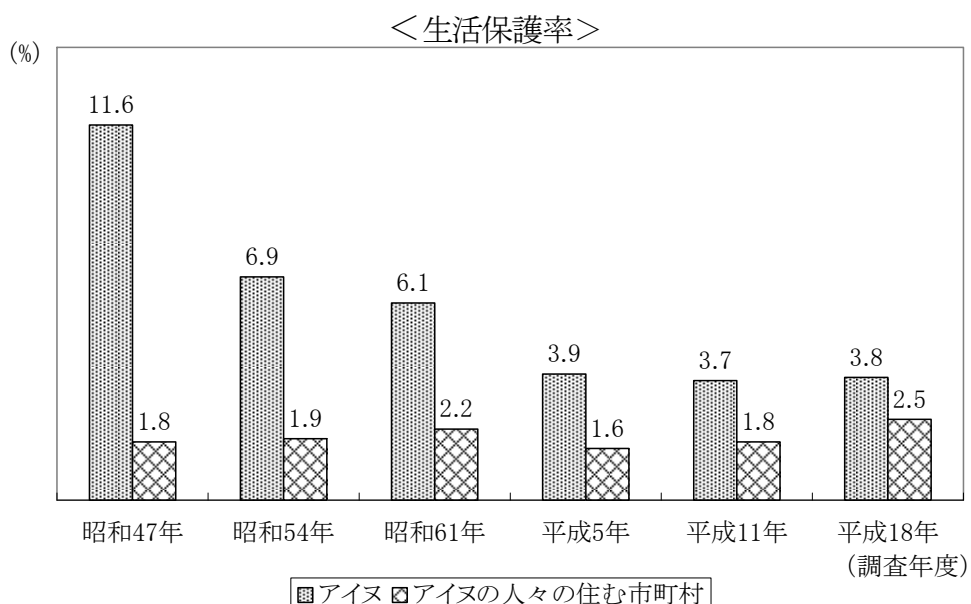
(1) 人口

- ・北海道内 2万4千人弱
- ・東京都内 約2,700人

(2) 生活実態など

①北海道(H18)

	アイヌの人々	アイヌ居住市町村全体	格差
高校進学率	93.5%	98.3%	1.1倍
大学進学率	17.4%	38.5%	2.2倍
生活保護率	3.8%	2.5%	1.6倍



②東京都(S63)

	アイヌの人々	都民一般	格差
大学、高校卒業率	33.3%	79.2%	2.4倍
就業状況(就業先の規模) 中小零細企業	64.4%	48.4%	1.3倍
生活保護世帯率	2.3%	1.6%	1.4倍

- (参考資料4)・H18年北海道アイヌ生活実態調査(概要)
・S63年東京在住ウタリ実態調査(概要)

4 施策の概要

(1) アイヌ文化振興関連施策（アイヌ文化の振興と普及啓発）

（平成 20 年度予算 3 3 8 百万円）

アイヌ文化振興法（H9.7 施行）に基づく施策を推進するため、「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（アイヌ文化振興財団）」を指定法人とし、補助金を交付。

（主な事業）

- ・アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進（研究費の助成など）
- ・アイヌ語の振興（弁論大会、ラジオ講座など）
- ・アイヌ文化の振興（伝統工芸品展、工芸作品コンテストなど）
- ・アイヌの伝統等に関する普及啓発（副読本など）
- ・アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生

(2) 北海道アイヌ生活向上関連施策（アイヌの人々の生活向上）

（平成 20 年度予算 8 1 7 百万円）

昭和 4 9 年度以来、アイヌの人々の社会的、経済的な格差の是正を図るための対策を北海道が実施し、国（文科省、厚労省など関係 5 省）が補助金等により支援。

（主な事業）

- ・生活館の整備、運営
- ・高校・大学生への奨学金等
- ・常用就職者への貸付
- ・農林漁業の生産基盤の整備等

（参考資料 5）アイヌ関連施策の体系

（アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会第一回会合配布資料 3）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai1/1siryou.pdf>

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の概要

1. 宣言の概要

本宣言は、先住民族が集団又は個人として、国際連合憲章、世界人権宣言及び国際人権法において認められたすべての人権及び基本的自由を十分に享受する権利を有することを始め、先住民族及びその個人の権利及び自由について述べたもの。

2007年9月13日に国連総会において、賛成144票（我が国を含む）、反対4票（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド）、棄権11票（アゼルバイジャン、バングラデシュ、ブータン、ブルンジ、コロンビア、グルジア、ケニア、ナイジェリア、ロシア、サモア、ウクライナ）で採択された。

なお、宣言には「先住民族」の定義に関する規定はおかれていない。また、宣言には法的拘束力はない。

2. 宣言採択までの経緯

(1) 本宣言については、1994年に人権委員会の下に設置された先住民族の権利に関する国際連合宣言案作業部会（以下「作業部会」という。）において10年以上にわたり議論が行われた後、2006年6月の第1回人権理事会において採択された（投票結果：賛成30票（我が国を含む）、棄権12票、反対2票（カナダ、ロシア））。

(2) その後、第61回総会会期末の2007年9月13日、国連総会において採択された。

3. 宣言に盛り込まれている先住民族の権利等の例

第1条 すべての人権と基本的自由を享受する権利

第2条 自由であり、他の民族と平等であり、差別されないこと。

第3条 自決権。この権利により、自由に政治的地位を決定し、自由に経済的、社会的及び文化的発展を追求する。

第5条 独特の政治的、法的、経済的、社会的及び文化的制度を維持
・強化する権利

第7条 集団殺害行為その他の暴力行為を受けない権利

第8条1 強制的な同化又は文化の破壊を受けない権利

第10条 土地又は領域から強制的に移動させられない権利

第11条1 文化的伝統及び慣習を実践・再活性化する権利

第12条1 精神的及び宗教的な伝統、慣習及び儀式を実践・発展等
する権利、宗教的及び文化的な場所を維持・保護等する
権利、並びに遺骨の返還に係る権利

第13条1 歴史、言語、口承伝統、哲学等を再活性化させ、将来に
伝達する権利

第14条1 自らの文化に則った教育及び学習の方法に則した態様
によって、自身の言語で教育を提供する教育制度及び
教育機関を設立・管理する権利

2 国内で差別なく教育を受ける権利

第17条1 国際労働法や国内労働法により定められたすべての権
利を享受する権利

第18条 自身の手続に基づき、自身によって選出された代表を通じ
て、自身の権利に影響を及ぼし得る事項に関する意思決定
に参加し、及び自身の意思決定のための制度を維持・発展
させる権利

第22条 本宣言の履行に当たっては、先住民族の高齢者、女子、青
少年、児童及び障害者の権利に特段の注意を払う。

第24条1 伝統的医療に関する権利、社会的及び保健サービスを差

別なく受ける権利

- 第 26 条 1 伝統的に所有・占有等してきた土地、領域及び資源に対する権利
- 第 28 条 1 伝統的に所有・占有等してきた土地、領域及び資源であって、同意なしに没収等されたものに対して、原状回復、衡平な補償その他の手段によって救済を受ける権利
- 第 29 条 1 環境並びに土地、領域及び資源の生産能力の保全及び保護に関する権利
- 第 32 条 1 土地、領域及び資源の開発又は使用のための優先順位や戦略を決定・策定する権利
- 第 33 条 1 慣習及び伝統に従って自らの帰属や構成員を決定する権利
- 第 35 条 先住民族の社会に対する個人の責任を決定する権利
- 第 39 条 本宣言の権利を享受するための国からの及び国際協力を通じた資金上及び技術上の援助を受ける権利
- 第 46 条 1 本宣言のいかなる記述も、主権を有する独立国の領土保全又は政治的な統合を分割し、害する行為を促進するものと解釈されてはならない。

4. 宣言に盛り込まれている国に対する義務等の例

- 第 8 条 2 先住民族の土地、領域又は資源の喪失、先住民族の権利侵害となる強制移動、強制的同化等を防止・救済するための効果的な仕組みを提供する。
- 第 11 条 2 先住民族の自由な、事前の、かつ情報に基づく同意なく、又は先住民族の法や伝統等に反して文化的、知的、宗教的及び精神的財産が奪われた場合の救済を行う。

- 第13条2 第13条1の権利を確保するため、効果的な措置をとる。
- 第15条2 先住民族と協議・協力しながら、偏見と闘い、差別を撤廃し、寛容と理解を促進するための措置をとる。
- 第16条2 国有の報道機関が先住民族の文化的多様性を正当に反映することを確保するため、効果的な措置をとる。
- 第19条 先住民族に影響を与える立法上又は行政上の措置をとり、及び実施する前に、先住民族から事前に同意を得るべく先住民族と協議・協力する。(同趣旨、第32条2)
- 第21条2 先住民族の経済的及び社会的状況を継続的に改善することを確保するため、効果的な措置をとる。
- 第26条3 先住民族が権利を有する土地、領域及び資源について、法的に認め、及び保護する。

5. 宣言採択に際しての我が国政府の投票態度、考え方の説明

(1) 投票態度

我が国は、宣言について、基本的には、人権の保護に資するものとして、賛成票を投じた。

(2) 採択に際しての我が国政府の考え方の説明

我が国は、宣言にいう自決権については、宣言が明らかにしているように、「先住民族」に対して、居住している国から分離・独立する権利を付与するものではないこと、宣言にいう集団的権利については、宣言に記述された権利は個人が享有するものであり、各個人がその有する権利を同じ権利を持つ他の個人と共に行使することができるとの趣旨であると考え、宣言に記述された権利は、他者の権利を害するものであってはならず、財産権については、各国の国内法制による合理的な制約が課されるものであると考えていること等を説明した。

6. 宣言に反対した各国が表明した主な理由

- ・十分に議論する機会が与えられなかった。
- ・多数の先住民族人口を抱える国々の賛成を得られず、実効的でない。
- ・先住民族、国家及び第三者の権利と義務の適切なバランスを達成する必要がある。
- ・第26条の土地の権利に関する規定（土地の範囲が不明確で、幅広い解釈が可能であることや現時点で第三者が合法的に所有している土地への権利を認めることが求められる懸念がある。）、第19条及び第32条の先住民族の事前同意を求める規定（国内の法令や資源管理において拒否権を有することにつながる。）、第28条の賠償の規定を国内法上実施することが困難であることに対する懸念。

（了）

（アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会第一回会合配布資料4）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai1/1siryou.pdf>

これまでのアイヌ政策の経緯

年	項 目
明治 32 年	●北海道旧土人保護法制定
昭和 9 年	●旭川市旧土人保護地処分法制定
47 年	◎北海道ウタリ生活実態調査(第1回)
49 年	◎北海道ウタリ福祉対策(第1次) ●北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議設置
54 年	◎北海道ウタリ生活実態調査(第2回)
56 年	◎北海道ウタリ福祉対策(第2次)
59 年	○(社)北海道ウタリ協会がアイヌ民族に関する法律(案)を決議
61 年	◎北海道ウタリ生活実態調査(第3回)
63 年	◎北海道ウタリ福祉対策(第3次) ◎北海道がアイヌ民族に関する法律制定を求める要望書を提出
平成 元年	●アイヌ新法問題検討委員会設置
平成 5 年	◎北海道ウタリ生活実態調査(第4回)
7 年	●官房長官の私的懇談会としてウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会を設置 ◎北海道ウタリ福祉対策(第4次)
8 年	●ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会が官房長官に報告書を提出
9 年	●アイヌ文化振興法制定 ●アイヌ文化振興法に基づき、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策に関する基本方針を策定 ●アイヌ文化振興法に基づく指定法人としてアイヌ文化振興・研究推進機構を指定
11 年	◎北海道がアイヌ文化振興法に基づき、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を策定 ◎北海道ウタリ生活実態調査(第5回)
14 年	◎アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(第1次)
18 年	◎北海道アイヌ生活実態調査(第6回)
19 年	○国連総会において先住民族の権利に関する国際連合宣言採択 〔 国連宣言採択までの経緯 平成6年に人権委員会の下に設置された「先住民族の権利に関する国際連合宣言案作業部会」において10年以上にわたり議論が行われた。〕
20 年	◎北海道及び(社)北海道ウタリ協会が国連宣言におけるアイヌ民族の位置づけ及び権利を審議する機関の設置、総合的な施策の確立を求める要望書を提出 ●アイヌ民族の権利確立を考える議員の会設立 ○アイヌ民族団体が国連宣言におけるアイヌ民族の位置づけ及び権利を審議する有識者懇談会の設置、法的措置による総合的な施策の確立を求め国会に請願 ●アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議が衆・参両院において採択 ●アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会設置

注) 「●」: 国における動き 「◎」: 北海道における動き 「○」: その他の動き

(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会第一回会合配布参考資料1)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai1/1siryoku.pdf>

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

平成二十年六月六日

衆議院本会議

昨年九月、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、我が国も賛成する中で採択された。これはアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、同時に、その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている。

我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならぬ。

全ての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、その文化と誇りを次世代に継承していくことは、国際社会の潮流であり、また、こうした国際的な価値観を共有することは、我が国が二十一世紀の国際社会をリードしていくためにも不可欠である。

特に、本年七月に、環境サミットとも言われるG8サミットが、自然との共生を根幹とするアイヌ民族先住の地、北海道で開催されることは、誠に意義深い。

政府は、これを機に次の施策を早急に講じるべきである。

一 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。

二 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。

右決議する。

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

平成二十年六月六日

参議院本会議

昨年九月、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、我が国も賛成する中で採択された。これはアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、同時に、その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている。

我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならぬ。

すべての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、その文化と誇りを次世代に継承していくことは、国際社会の潮流であり、また、こうした国際的な価値観を共有することは、我が国が二十一世紀の国際社会をリードしていくためにも不可欠である。

特に、本年七月に、環境サミットとも言われるG8サミットが、自然との共生を根幹とするアイヌ民族先住の地、北海道で開催されることは、誠に意義深い。

政府は、これを機に次の施策を早急に講ずるべきである。

一 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。

二 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聴きながら、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。

右決議する。

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書のポイント

1. 今に至る歴史的経緯

(1) アイヌの人々につながる歴史と文化（旧石器～中世）

- ・北海道に人類が住み始めたのは旧石器時代であり、その後1万2千年前に縄文文化に入った。人類学的研究によってアイヌの持つ形質や遺伝的な特徴の中には、縄文まで遡るものがあることが明らかになっている。
- ・他の地域が弥生文化の時代であったころ、寒冷な北海道では稲作が広がらず、独自の続縄文文化が6世紀ころまで続いた。
- ・7世紀に入ると擦文文化が始まったが、この時期に現在に認識されるかたちでのアイヌの文化の原型がみられ、それに続く13～14世紀ころにかけ、狩猟、漁撈、採集を中心に一部には農耕を行う生活の中で自然とのかかわりが深く、海を渡った交易を盛んに行うアイヌの文化の特色が形成された。

(2) 「異文化びと」と「和人」の接触～交易（中世）

- ・鎌倉時代以降和人が北海道との交易を盛んに行うようになり、また、室町時代の書物の中に、言葉の通じない「異文化びと」としてアイヌの人々の記述が見られる。
- ・15世紀半ばには、渡島半島の沿岸に和人が拠点を築き、先住していたアイヌの人々と交易を行った。交易の拡大に伴い両者の間でコシヤマインの戦いなど抗争が続いたが、16世紀半ばには講和した。

(3) 過酷な労働生産の場（近世）

- ・江戸時代に、松前藩がアイヌとの交易の独占権を家臣に与えるようになり（商場知行制）、アイヌの人々の交易は制限された。
- ・18世紀に入ると商人が場所の交易を請負うようになったが（場所請負制）、利益を増やすために商人自ら漁場を経営し始めた。アイヌの人々は漁業に従事させられ過酷な労働を強いられた。
- ・こうした中でも、工芸、文芸、思想、宗教的儀礼等独自の文化の伸長が見られた。

(4) アイヌの文化への深刻な打撃（近代）

- ・明治に入って、北海道の内国化が図られ、大規模な移住により北海道開拓が進展した。
- ・近代的な土地所有制度の導入により、アイヌの人々は狩猟、漁撈・採集などの場を狭められ、さらに狩猟、漁撈の禁止も加わり貧窮を余儀なくされた。
- ・民族独自の文化の制限・禁止やアイヌ語を話す機会の減少は、アイヌの人々の和人への同化を進め、その文化は失われる寸前になった。
- ・また、圧倒的多数の和人移住者の中で、被支配的な立場に追い込まれ、様々な局面で差別の対象になった。
- ・現在も大学等で研究資料として保管されているアイヌの人骨の中にはその意に関わらず収集されたものも含まれているとみられている。
- ・明治32年（1899年）には北海道旧土人保護法が施行されたが、アイヌの人々の窮状を十分改善するには至らなかった。

2. アイヌの人々の現状とアイヌの人々をめぐる最近の動き

(1) アイヌの人々の現状

- ・多くが北海道に居住と考えられる（北海道の調査により把握されている数は約2万4千人）。
- ・他の多くの日本人とほぼ変わらない様式で、衣食住などの日常生活を送っている。
- ・北海道に居住するアイヌの人々の生活状況は改善されてきているが、道民・国民全体との格差は依然として大きい。北海道外のアイヌの人々には特段の施策は講じられていない。
- ・アイヌ文化振興法（平成9年）制定によりアイヌ語や伝統文化の維持・伝承の裾野が広がっている。一方、継承や発展にとって十分に機能していない側面があるのでは等の指摘もある。
- ・アイヌの人々の他の日本人とほぼ変わらない日々の生活とアイヌとしての帰属意識を感じる生活はともに尊重されるべき。

(2) アイヌの人々をめぐる最近の動き

- ・平成19年9月「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択（我が国も賛成）
- ・平成20年6月「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆・参両院で可決

3. 今後のアイヌ政策のあり方

(1) 今後のアイヌ政策の基本的考え方

①先住民族という認識に基づく政策展開

- ・アイヌの人々は日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であると考えられることができる。
- ・国の近代化政策の結果、その文化に深刻な打撃を与えたという経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任がある。
- ・ここでいう文化とは、言語、音楽、舞踊、工芸等に加え、土地利用の形態等の民族固有の生活様式の総体と捉えるべき。
- ・伝統を踏まえた復興とともに、それを核として新しいアイヌ文化を創造する視点が必要。
- ・偏見や差別の解消、新しい政策の円滑な推進のために、国民の正しい理解・知識の共有が必要。次の世代が夢や誇りを持って生きられる社会にしていく心がけが大切。

②国連宣言の意義等

- ・宣言は法的拘束力はないものの、先住民族に係る政策のあり方の一般的な国際指針としての意義は大きく十分尊重されるべき。
- ・参照するに当たっては、各々の国の先住民族の歴史や現状を踏まえることが必要。
- ・アイヌ政策の根拠を憲法の関連規定に求め、積極的に展開させる可能性を探ることが重要。

③政策展開に当たっての基本的な理念

ア アイヌのアイデンティティの尊重

- ・アイヌとしてのアイデンティティを持って生きることを積極的に選択し、かつ、その選択に従って自律的に生を営むことを可能とする政策が必要。

イ 多様な文化と民族の共生の尊重

- ・アイヌという民族が存在していることは極めて意義深い。広義の文化の復興へ配慮することは、多様でより豊かな文化を享有できるという意味において国民一般の利益にもなる。

ウ 国が主体となった政策の全国の実施

- ・今後も、地方公共団体や企業などの民間による自主的な取組は重要であるが、従来以上に国が主体性を持って政策を立案し遂行すべき。地方公共団体等との連携・協働が重要。
- ・全国のアイヌの人々を対象とする政策展開が必要。

(2) 具体的政策

①国民の理解の促進

ア 教育

- ・児童・生徒の発達段階に応じた指導方法や教材の研究、指導者研修の実施や教科書の記述の充実 など

イ 啓発

- ・「アイヌ民族の日（仮称）」の制定による全国的に期間を集中した啓発活動の実施 など

②広義の文化に係る政策

ア 民族共生の象徴となる空間の整備

- ・アイヌの文化・歴史等に関する教育・研究・展示等の施設や大学等に保管されている遺骨の尊厳ある慰霊が可能となる施設の設置 など
- ・これらの施設を囲む、民族の共生の象徴となる空間を公園等として整備 など

イ 研究の推進

- ・中核・司令塔的な役割を担う研究機関の整備による、研究のネットワーク化や研究者の育成。中長期的には総合的かつ実践的な研究体制へと発展 など

ウ アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興

- ・アイヌ語・文化に学び触れる機会の拡充、アイヌ語の地位向上の取組み（地名表記等）
など

エ 土地・資源の利活用の促進

- ・伝統的生活空間（イオル）の拡充や自然素材の利用に関する調整の場の設置 など

オ 産業振興

- ・工芸技術の向上、販路拡大、アイヌ・ブランドの確立、観光振興等への支援 など

カ 生活向上関連施策

- ・北海道外のアイヌの人々の生活実態調査を実施し、必要施策の全国展開の検討・実施
など

③推進体制等の整備

- ・アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備
- ・アイヌの人々の意見等を踏まえつつ、アイヌ政策を推進し、施策の実施状況等をモニタリングする協議の場の設置 など
- ・国会等におけるアイヌ民族のための特別議席の付与については憲法に抵触すると考えられ、実施のためには憲法改正が必要となろう。特別議席以外の政治的参画の可能性については、有効性と合憲性を慎重に検討することが必要な中長期的な課題。同時に、アイヌの総意をまとめる体制づくりが求められる。 など

おわりに

- ・報告書で提言している諸政策を一体的に捉え、継続的かつ着実に取り組むことが強く期待される。
- ・立法措置がアイヌ政策を確実に推進していく上で大きな意義を有するものとする。今後の取組を進める中で、この点についても、検討を求めたい。
- ・関係地方公共団体、民間の企業や諸団体、さらには国民一人ひとりの理解と共生のための努力が望まれる。